

イルフェボーぶどう畑作業ボランティア規約

趣旨

この規約は、イルフェボーのぶどう畑作業ボランティアとして活動する意欲ある個人をボランティア会員として登録することに関する必要な事項を定めます。

目的

ボランティアはイルフェボーのワイン用ぶどう栽培を通して、より深くぶどうやワインへの関心を深める事が出来、また専門知識を持ったスタッフとの指導や助言などの交流を通して更に知識を深めることを目的とする。また、同時に千曲市の魅力を体感してもらうことも目的とする。

登録機関

株式会社イルフェボー（代表落合良晴）とする。

登録事項

ボランティア会員として登録する事項は、別紙の様式1号のとおりとする。

登録要件

- 1) イルフェボーボランティア会員として応援活動をする意欲のある個人であること。
- 2) 登録する個人は年度の4月1日現在で18歳以上であること。また未成年の参加にあたっては、保護者の同意を得ること。
- 3) ボランティア活動に参加できる健康状態であること。
- 4) ボランティア活動中に撮影した写真をイルフェボーの広報活動に使用することを同意するものであること。
- 5) 株式会社イルフェボースタッフの指導に従い、他の会員に迷惑をかけずに作業できるものであること。
- 6) 指定する集合場所まで自力で移動できるものであること。
- 7) 他の者に対し迷惑行為等があった場合やトラブルがあった場合は登録を抹消することがある。
- 8) 本人の申し出があった場合は登録の抹消を行う。

登録の手続き

- 1) ボランティア会員の登録を希望するものはぶどう畑作業ボランティア登録申込書（様式1号）に必要事項を記入の上、株式会社イルフェボーに提出すること。
- 2) 登録希望者は申し込みの際、本規約に同意するもののみ会員登録する。

活動内容

ワイン用ブドウ畑の農作業

ボランティアに対する責任

株式会社イルフェボーは、ボランティアの活動を保障するため次の責務を負う。ただし、

4) 以外の経済的援助は一切行わない。

1) ボランティア登録した個人情報は当社事業以外の目的には使用しない。

2) ボランティア全員に対し、対等、平等に接し、差別しない。

3) 活動上知り得たボランティア個人の情報を他人に漏らさない。

4) 活動に必要な物品等を貸与する。

5) ボランティア保険に加入する。

活動中の事故に対する補償

ボランティアが活動中に起きた事故により負傷した時は、ボランティア保険の規定に基づいて補償することとする。(協議)

協議

この方針に規定する以外のことで、ボランティア活動をすすめるにあたり必要な事項は、株式会社イルフェボーとボランティアがその都度協議して定める。

附 則(2023年4月1日)

この規約は、2023年4月1日から施行する。